

日吉津村フリースクール利用料等補助金交付要綱

令和8年8月28日

教育委員会要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日吉津村フリースクール利用料等補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、日吉津村補助金等交付規則（昭和42年規則第18号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する不登校児童及び不登校傾向にある児童（以下「児童」という。）が、フリースクールに通所する場合の経費に対する支援を行い、児童の居場所づくりや学びの機会の確保及び保護者の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フリースクール 不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン（平成27年1月6日付け第201400149222号鳥取県教育委員会教育長通知）に準拠すると日吉津村教育委員会が認める施設をいう。
- (2) 保護者等 親権を行う者、未成年後見人その他児童と現に生計を一にし、又はその監護を行う者をいう。
- (3) 不登校傾向 継続的な登校しぶり等があり、在籍学校の校長が支援の必要性を認める場合をいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付を受けることができる者は、村内に住所を有する児童の保護者等とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度における児童のフリースクール等への通所に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 授業料（定期的にフリースクールに支払うこととされている定額の経費を言い、入所費は含まない。）
- (2) 交通費（公共交通機関に限る。）
- (3) 実習費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める経費

(本補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費に相当する額とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 授業料 月額2万円又は月額の授業料に相当する額に3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）のいずれか低い額
- (2) 交通費、実習費及び前条第4号に掲げる経費 月額3,000円

(補助金の申請等)

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、日吉津村フリースクール利用料等補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に補助対象経費の金額の確認できる書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、補助対象経費を支払った日の属する月の翌月末日から起算して、30日を超えない日又は交付対象年度の3月31日までのいずれか早い日までに申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る本補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により本補助金を交付するかどうかを決定したときは、当該申請をした者に対し、日吉津村フリースクール利用料等補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(本補助金の支払)

第9条 本補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、本補助金の支払いの請求

をしようとするときは、日吉津村フリースクール利用料等補助金支払請求書（別記様式第3号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る額の本補助金を、当該請求をした交付決定者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により本補助金の交付を受けたとき。
- （2）第4条に規定する保護者等に該当しなくなったとき。
- （3）前2号に掲げる場合のほか、村長が交付の決定を取り消す必要があると特に認めたとき。

（本補助金の返還）

第11条 村長は、前条の規定により本補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係るフリースクールへの通所に関し既に本補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、本補助金の返還を命ずるものとする。

（規定外事項）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年9月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。